

ちばの地域福祉

誰もがつながりのなかで生きていく社会に

～社会福祉法の改正に注目を～

中核地域生活支援センターがじゅまる 朝比奈ミカ

令和2年第201回国会で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決され、6月12日に公布されました。具体的には、地域福祉の推進の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨を明記すること、この理念の実現のために新たに、「重層的支援体制整備事業」（以下「新事業」）を定め、地域福祉計画の充実を図ることを内容としています。

新事業の柱は以下の3点です。

- (1) 相談支援**…介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める。多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）と個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能を強化する。
- (2) 参加支援**…既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。また、長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う。
- (3) 地域づくり**…介護、子ども、障害、困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けて支援する。

新事業の実施主体は市町村です。厚生労働省は、市町村と関係機関が協議しながらその地域に合った仕組みづくりが進むよう、取り組みのプロセスを重視し、当面は任意事業として位置付けています。

地域共生社会に向けた社会福祉分野の取り組みが、裏付けとなる財源も含めて具体的に示された今回の社会福祉法改正の意義は大きく、生活困窮者自立支援法に始まったセーフティネットの張り直しが、大きな山場を迎えているといってもよいと思います。

中核センターは、多くの孤立した個人や世帯に接し、その声に耳を傾けてきました。今回の取り組みが、中核センターが目指してきた「誰もがありのままに」つながりのなかで生きていく地域社会の実現に資するよう、市町村の取り組みをバックアップしていく必要があります。

『いちほら福祉ネット』の地域づくり(市原圏域)

地域の強い味方！民生委員児童委員との連携

市原圏域の中核地域生活支援センターの特徴を挙げるとき、まず初めに挙がるのが『一圏域一市』であることです。県内で一圏域一市であるセンターは野田圏域と市原圏域の2つになります。

私たちいちほら福祉ネットは、一圏域一市の特徴を活かし、地域で活動している人たちとどのようにつながり、どのように連携していくかを考えながら事業を運営してきました。

その中の一つが、今回ご紹介する民生委員児童委員との連携になります。



市原市の民生委員児童委員は市内 11 地区の協議会に分かれて活動しています。

私たちは、事務局業務を行っている市原市社会福祉協議会にご協力をいただき、年に一度、11 地区すべてで中核地域生活支援センターの業務内容の説明やこれまで民生委員児童委員の方々と連携した事例などの紹介を行い、中核地域生活支援センター事業の周知を行っています。

また、市南部にある加茂地区においては、地区を担当する地域包括支援センターとともに毎月定例会へ参加し、民生委員児童委員の方々との定期的な情報交換を通じて地域で潜在化している相談の掘り起こしを行っています。

民生委員児童委員の方々には、地域に最も身近な相談相手として日々活動されています。その活動の中で受けた相談に私たちのような相談機関がかかわることで、解決の糸口が見つかることもあります。また、相談機関から民生委員児童委員の方々へ、日常的な見守りや身近な相談相手としての役割を依頼することもあります。

相談者の方が安心して生活するためには、地域の方々の協力が必要になることが多くあります。私たちいちほら福祉ネットはこれからも民生委員児童委員の方々とのつながりを大切にしながら、お互いの強みを生かして地域でこぼれ落ちる相談がなくなるよう活動を行っていこうと思います。

『君津ふくしネット』の地域づくり(君津圏域)

君津圏域は4市（木更津、君津、富津、袖ヶ浦）からなる人口約32万6千人の地域です。

君津ふくしネットは、中核地域生活支援センター4名、グループホーム等支援ワーカー1名、生活困窮者自立支援事業の生活自立支援センターきみつの3名の計8名で業務にあたっております。

主な活動としては、中核センター事業の他、4市から障がい者虐待防止センターの一部を受託し、緊急一時保護用のシェルターを2棟確保し、365日24時間対応しております。

君津市からの委託により、生活自立支援センターきみつの設置、生活困窮の方への対応を行っております。

更に各市の「障害者総合支援協議会」「在宅、介護連携推進協議会」「要保護児童対策協議会」等の委員として会議に参加し、圏域の福祉推進を図っております。

君津ふくしネットの地域作りとして、心のバリアフリー研究会を平成17年度から、毎月1回17時～20時 木更津市市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」にて開いております。心のバリアフリー研究会とは、障がいのある当事者、保護者、福祉事務所等が集まりフリートークを行う「しゃべり場」です。

しかし、15年行ってきた活動ですが、今年度はコロナ感染拡大防止の為、未だに開催が出来ておりません。とても残念な事です。再開はまだですか？等の問い合わせは多く寄せられておりますが、やはり感染拡大に十分注意が必要の為、今年の開催は見送る事になりそうです。来年は開催できるようになることを願っています。

今回、活動自粛に伴い、「大人への本の読み語り、ブックトーク」を富津市で行っております。60代～80代までの方を対象に10名程度の参加で、毎月1回行っており、地域住民との交流の場を少しでも持ちたいという気持ちから始まった活動です。今後も継続して行っていきたいと思っております。

君津圏域のすべての住民がこの地域に生まれ育ち、これからも住み続けたと思える福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

皆さん、こんにちは。私は新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付と生活困窮者自立相談支援事業を兼任しています。新型コロナウイルス感染症の影響が日々大きくなり、令和2年3月末から特例貸付がスタートし、受付期間の延長、自立相談支援機関の利用、住居確保給付金の要件緩和といくつかの変遷を経て、今日を迎えています。

相談者の危機迫る話を伺いながら、特例貸付の必要性を感じながらも、特例（返済免除特約付）とは言え、貸付であることへの不安も同時に感じています。

これまで、なんとか生計を維持していた方々の生活が大きく崩れ、失業・収入減となったことへの不安、求職・転職活動もうまくいかないことへの不安、先行きの見えない不安といった三重苦の不安や焦りを抱える相談者に、適切に制度へ結びつくための支援はもとより、困難を抱える中で意欲低下、諦め、絶望にならないよう心のケアと意欲喚起にも務めています。

一方で、ひきこもりの方など従来からの相談者へ、なかなか支援が届けられない歯がゆさを抱え、心配な相談者も増える一方ですが、皆さんとともに『WITH コロナ』での支援が少しでも多く届けられるよう努めて参ります！

四街道市社会福祉協議会（くらしサポートセンター『みらい』）
生活相談支援係/センター長/主任相談支援員 及川 哲（おいかわ さとる）

ちば・地域発 ～県内ア・ラ・カルト～



「子どもの人権問題 オンライン講演会」

考えてみよう、子どもの権利～体罰によらない子育てのために～

- 講師：川崎二三彦さん（子どもの虹情報研修センター長、千葉県児童虐待死亡事例等検証委員会委員長）
- 日時：令和2年11月9日（月）～令和2年12月10日（木） 約90分
YouTube 千葉県公式セミナーチャンネルにて動画で配信予定 ※限定公開のため、視聴には申込みが必要です
- 料金：無料
- 申込方法：メールまたはFAX →件名「子どもの人権問題オンライン講演会申込」
メール jinken2@mz.pref.chiba.lg.jp FAX 043-222-9023
- お問い合わせ：千葉県健康福祉施策課人権室 TEL 043-223-2348

発行元：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

事務局：がじゅまる（市川圏域）市川市大洲1-14-4 東洋荘101

TEL:043-300-9500 FAX:047-300-9509

編集：海匠ネットワーク（海匠圏域）旭市口-838

TEL0479-60-2578 FAX:0479-60-2579